

## 第4 消火設備及び警報設備の規格

(消火設備及び警報設備の規格)	危政令第22条
(検定対象機械器具等の範囲)	施行令第37条
(自主表示対象機械器具等の範囲)	施行令第41条の2

## 1 技術上の規格

型式承認（法第21条の2第2項）又は適合表示（法第21条の16の3第1項）の規定に基づき自治省令で定める「技術上の規格」

- (1) 消火器の技術上の規格を定める省令（S39.9.17自治省令第27号）
- (2) 消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令（S39.9.17自治省令第28号）
- (3) 泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令（S50.12.9自治省令第26号）
- (4) 消防用ホースの技術上の規格を定める省令（S43.9.19自治省令第27号）
- (5) 消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令（H4.1.29自治省令第2号）
- (6) 消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（H4.1.29自治省令第3号）
- (7) 閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令（S40.1.12自治省令第2号）
- (8) 流水検知装置の技術上の規格を定める省令（S58.1.18自治省令第2号）
- (9) 一斉開放弁の技術上の規格を定める省令（S50.9.26自治省令第19号）
- (10) 火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（S56.6.20自治省令第17号）
- (11) 中継器に係る技術上の規格を定める省令（S56.6.20自治省令第18号）
- (12) 受信機に係る技術上の規格を定める省令（S56.6.20自治省令第19号）
- (13) 動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（S61.10.15自治省令第24号）

## 2 技術上の基準に関する特例

- (1) 消防用機械器具等及び消火設備等の技術上の基準に関する特例を定める省令（S52.2.28自治省令第3号）
- (2) 消防法施行令第30条第2項及び危険物の規制に関する政令第22条第2項の技術上の基準に関する特例を定める省令（S52.10.29自治省令第20号）
- (3) 消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（昭和57年自治省令第24号）の施行に伴う消防法施行令第30条第2項及び危険物の規制に関する政令第22条第2項の技術上の基準に関する特例を定める省令（S57.11.20自治省令第25号）
- (4) 火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（昭和59年自治省令第18号）の施行に伴う消防法施行令第30条第2項及び危険物の規制に関する政令第22条第2項の技術上の基準に関する特例を定める省令（S59.9.27自治省令第25号）
- (5) 消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（H22.12.22総務省令第111号）の施行に伴う消防法施行令第30条第2項及び危険物の規制に関する政令第22条第2項の技術上の基準に関する特例を定める省令（H22.12.22総務省令第112号）

## 3 その他

- (1) 技術上の規格に適合する消防用機械器具等及び消火設備等を供用することができる日を定める件（S52.10.29自治省告示第194号、S57.11.20自治省告示第201号、S59.10.1自治省告示第155号）
- (2) 消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（H22.12.22総務省令第111号）の施行に伴う消防法施行令第30条第2項及び危険物の規制に関する政令第22条第2項に規定する総務大臣が定める日を定める件（H22.12.22総務省告示第440号）